

赤井委員

本庁組織の再編で、医療のグランドデザインの中にも、医療と介護の連携の重要性ということを大きくうたっています。また、高齢者保健福祉計画の中でも、高齢者に対しての医療と介護の点を大きくうたっている中、今回の再編で医療と高齢者を分断してしまったということについて、私はこれまでもずっと高齢者問題を提起してきており、これからはどうやったらいいのかなというふうに非常に心配しています。この再編についてはしっかりともう一回検討していただきたいというふうに思います。

先日発表がありました、3,704 万人が 65 歳以上ということで、24.1%を占めています。これらの方々の一番大きな問題点は、判断能力の低下とか、認知症による財産管理の問題もあります。そのような中では後見人の必要性は大きいということで、私どもの会派の高橋稔議員が一般質問で質問しましたが、私も市民後見人について伺います。

特に、市民後見人は、神奈川県内では現在 6 人しかいらっしゃらない。ちなみに他の都道府県の状況がどういうふうになっているか、また、市民後見人の必要性について、どのように考えられているのか伺います。

地域保健福祉課長

市民後見人についてですが、これは家庭裁判所が認めるわけですが、確かに委員がおっしゃったように、神奈川県ではまだ 6 名という実績でございます。他の都道府県、特に関西の方の神戸市あるいは大阪市といったところでは、市民後見人が認められるケースが多くございまして、神奈川県は少ないという状況でございます。

ただし、この市民後見人につきましては、昨年、老人福祉法が改正されて、その養成については市町村の責務で、県はその養成をする市町村を支援する責務という形で位置付けられました。現在は認知症の方々などの後見人については親族が多くなっていらっしゃいますけれども、今後、一人暮らしの高齢者の増加を考えますと、親族ではなかなか難しい。かといって専門職である弁護士とか司法書士とか行政書士といった方々もなれるわけですが、数が非常に少ないということでいきますと、今後は市民後見人の養成は非常に重要な問題であると認識してございます。

赤井委員

市民後見人養成のあり方検討会というものが設けられ、10 月 5 日が最終ということで、神奈川県社会福祉協議会がこういうようなものを開いて検討を進めてきたというふうに伺っているのですが、その検討会では結論まで出ていないかもしれませんが、その内容等について何か明確なものがありましたら発表していただきたいと思います。

地域保健福祉課長

市民後見人養成のあり方検討会を、県社会福祉協議会のかながわ成年後見推進センターに設置し、これまで3回検討を重ねてまいりました。検討結果は10月中旬ということで聞いておりますけれども、11月初旬にかかりそうだというような話も聞きました。

検討会の内容ですけれども、市民後見人を養成する研修の在り方、市町村と県の役割の問題と、どういった市民後見人を養成していくのかということです。例えば、一般質問でもございましたけれども、品川区では法人後見を行う区社会福祉協議会がバックアップしながら、市民後見人を養成するというようなスタイルもございます。あるいは、関西の方では大阪市ですか、単独の市民後見人を養成するというような養成の仕方もございます。神奈川県の中では、どういった市民後見人を養成していくのかというようにも検討されております。

まだ結論という形では早いのですが、方向性の概略は聞いておまして、まずは神奈川県では単独の市民後見はちょっと難しいのではないかとということで、まずは支援員という言葉を使っていますけれども、法人後見をする組織の中である程度活動しながら研修等を踏まえて、ステップアップして市民後見人になるというような養成の仕方が一番現実的ではないかというような方向で意見がまとまりそうだということはお伺いしてございます。最終的には11月初めぐらいに報告書をまとめますので、もうしばらくということでございます。

赤井委員

10月5日に終わっているのであれば10月中ぐらいにはまとめていただきたいと思うのですが、いずれにいたしましてもステップアップということで、一番最初は身上監護というようなものから、最終的には本当に責任を持つ財産管理というようなところまでのステップアップ方式と。高橋議員が本会議で質問をした際にもそのような御答弁を頂きましたが、これについては非常に良いと思います。

ただ、今後、市町村研修の講座につきましては、これまでも神奈川県内の様々なところで講座等を開いてきたようですが、市町村の開催が先日の知事答弁でもありましたが、11市町村しかまだないという点があるのですけれども、何でこんなに少ないのか、また、内容等についてもばらつきがあるようなのですが、この辺についてはどうお考えになっているのですか。というのは、受ける方々のレベルが大分違うというようなことも聞いております。その辺については、市町村に対してきちんと支援の手を打っているのでしょうか。

地域保健福祉課長

高橋議員に対する一般質問の回答の時点では、11市町村が県の検討会を踏まえた養成と一緒にやっという意向を示しました。その後、現段階では3団体増えまして、14団体が県と連携して市民後見人を養成していきたいという意向を示しているところでございます。

ただ、14団体といたしましても非常に少ないです。市町村にとってみたら、市

民後見人を育てることが緒に就いたばかりでございます。これからどうやっていっていいのか分からないというのが正直なところでございますので、県がこういう検討会の結果を踏まえて研修をやっていくという方向性を出してもらえれば、ある程度一緒になってやっていこうという団体が 14 団体ということでございます。残りの団体についてもこれは単独でやるということではなくて、もう少し様子を見て、結果を見ながら判断したいというところが大半でございまして、現段階におきましては市町村はまだ様子見というのが実際のところではないかと思えます。

なお、研修につきましては、確かに参加者が非常にばらばらという話も聞いております。それにつきましては初年度でございますので、市町村にとってみではどういう形で研修を実施していいのか分からない中での開催でございました。今後、県としましては、県と連携してやっていこうという市町村につきましては、県と市町村との役割分担の部分で研修を行いながら、更に参加者のレベルに合わせるというような調整をしていって、ある程度は県下でレベルのそろった研修となるよう、今後、検討して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

赤井委員

この数日間で 14 団体に増えたということですが、神奈川県内は 33 団体あるわけですから、20 近くまだ残っています。是非、その辺についてはしっかりと各市町村で研修ができる体制をしっかりとっていただきたいと思えます。

先日も実際に後見人をやっている方からお話を伺いましたが、その方が最後の判断をしなければいけないという場に何回か立ち会ったと。例えば、酸素マスクを外しますか、どうしますかとか、医者から後見人のあなたが判断するのですよと言われたということです。その人の命の最後にどうするという点まで自分が任されるという点で、とてもではないけれども耐えられないということで、後見人を辞めてしまったそうです。そういうような話も伺っておりますので、現場の声をしっかりと聞きながら、また、他県の例を参考にしながらしっかりと進めていただきたいと思えます。

次に、同じく一般質問で高橋議員の方から質問いたしました重度障害者の医療費助成制度について伺います。これについては陳情も出ております。この辺について、精神障害者 1 級の通院費の助成について、今後対象とする市町村はどういうふうになっていて、今後どういうふうな形で展開していこうとしているのか、その状況についてお聞かせください。

障害福祉課長

精神障害者への適用拡大につきましては、少しでも早く、精神障害者の方への支援を開始した方がいいと考えまして、本年 4 月より精神障害者 1 級の通院の方を対象に制度を拡充したところでございます。現在、精神障害者を対象としている市町村は、平成 24 年 2 月の予算委員会の答弁の時点では 12 市町ございました。その後、平成 24 年 4 月から更に 2 市町が加わりまして、4 月現在のスタート時点で 14 市町村になってございます。9 月の一般質問の答弁のと

きから状況が変わっておりまして、10月1日時点で導入されている市町村が4市町村増え、現在では18市町村が精神障害者に対する重度障害者医療費助成制度に拡充しているという状況でございます。

赤井委員

残りがまだ15市町村あるのですけれども、今後、来年度以降からの実施に向けての市町村の検討状況はどのような状況でしょうか。

障害福祉課長

具体の市町村名は申し上げられないのですが、今年度中に検討されているところは2市ございます。その後、平成25年度からということで検討されている市町村がまだ幾つかございますが、担当している課長からは、今回の補助金の見直しを心配される声が上がってきている現状がございまして、平成25年度以降はまだはっきりしないということです。

赤井委員

2月に設置された検討会というのがあると思いますが、この検討会で今後、精神障害者を対象にという働き掛けについて検討してきているということですが、この検討会はどのようなメンバーで、どういう形になってくるのでしょうか。

障害福祉課長

この制度は市町村が重度障害者に対して医療費を助成する場合に、県がその一部を補助するという制度であり、今年の2月に市町村と検討会を立ち上げて、市町村の方に精神障害者を対象に加えるよう、働き掛けてまいったところでございます。

この検討会には政令市である横浜市、川崎市、相模原市3市と、中核市である横須賀市、一般市である平塚市、小田原市等の7市町が加わりまして、合計11の市町で検討しているところでございます。この11市町では、既に精神障害者への対象を拡大しているところであるとか、検討しているところだとか、いろいろな市町村がございまして、実務的な課題も含めてそれぞれのお立場から御意見を頂いているという状況にございます。

検討会につきましては、重度医療を担当する主管課長で構成する委員会と、実務担当者で構成するワーキングチームを設置して、それぞれの課題について整理をしているところでございます。

赤井委員

重度障害者の医療費の助成制度、特に今回の緊急財政対策本部からの意見の中でも、補助金の見直しという中で、個別的観点からの見直しというような形で出ておりました。また、先日の知事の答弁にも社会保障と税の一体改革とも関連し、見直しによる県民や市町村への影響という観点から検討しますと、金額的には相当に高額です。県の補助金の中では桁が違うぐらいの高額、54億円

でしたか、かなりの高額な補助金になってくるわけですがけれども、知事自身も明快に答弁をしております。何とか残していただくような方向というふうに私は思っておりますので、そこら辺の意気込みというか、様々な形で今回も陳情が出てきておりますし、在宅重度障害者手当の廃止につきましての見解を最後にお伺いしたいと思います。

保健福祉局長

今回の緊急財政対策案の中で、重度障害者の医療費の補助金につきましては、御指摘のとおり個別的観点から見直しを検討するというふうに分類されております。私どもでこの案を作成するに当たり一番悩ましい事業でございました。といいますのは、県が市町村を引っ張るような形で施策を進めてきていると。且つ現在もまだ市町村で県の制度に乗ってこれないところに対して、県では是非これを使ってくれということで働き掛けをしているという状況でもございます。そこでこれを見直しするとなれば、市町村との信頼関係それから県民への影響というものが非常に大きいということで、今回の案では今後の財源、役割分担について慎重な検討が必要というふうな分類をしております。ですので、私どももこれまでの経緯を含めまして、慎重な検討をしていきたいと考えています。

赤井委員

慎重な検討の結果、駄目だったということのないように、しっかりとお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。